



高齢者虐待防止法15年

高齢者虐待防止法が施行されてから今年四月で十五年が過ぎたが、虐待件数、相談・通報件数はともに増加傾向が続いている。専門家らに防止に向けた取り組みについて聞いた。

「親孝行の気持ちから虐待の根源。心理的にも、物理的にも親子の距離を取る必要がある」。NPO法人「となりのかいご」（神奈川県）の代表理事、川内潤さん(四)は、親の介護に子どもが一生懸命になり過ぎることが、虐待の背景にあるとみる。厚生労働省の二〇一九年度の調査で、虐待をした家族・親族らでは息子が最も多く、娘と合わせると約六割に上った。「怒りをひたすら抑えて爆発するのが一番危ない」と川内さん。時には親に感情をぶつけても、その頻度を減らす仕掛けが必要という。

例えば介護離職をしないこと。在宅で受けられる介護サービスを利用して日中は不在にすることで、親との距離を保てる。「何でもやってあげると、親はできることもしなくな

悲劇防止へ 親子の距離取って

り、介護のタスク(仕事)が増える」一方、厚労省の調査で介護職員による虐待は一九年度に六百四十四件に上り、過去最多を更新した。理由は虐待に当たるとの認識が乏しかったことや職員のストレスなどだった。

職員の負担を少しでも減らし、適切なケアを防ぐと、特別養護老人ホーム「かないばら苑」（川崎市）は、「アイ・ソネックス」（岡山市）が製造する「スカイリフト」を七台所有する。入所者が車椅子やベッドから立ち上がるのを補助する電動の機器だ。「介護職は大変な業務で、精神的なストレスも高い。体を持ち上げるのは機械に任せ、心情に寄り添うケアができれば」と、苑長の吉野英明さん(四)。

入所者が玄関に近づくと、職員に知らせる顔認証カメラも設置した。入所者の無断外出を防ぎ、見守りを軽減する。苑長代理の依田明子さん(六)は「介護の世界は余裕が大事。職員が追い込まれての不適切なケアが減れば減るほど、虐待は遠ざかる」と話す。

高齢者虐待防止法
 高齢者に対する虐待の防止や早期発見、対応を目的にした法律で、2006年4月1日に施行。暴行を加えたり、長時間世話をせざるに放置したりする他、無視や嫌がらせ、必要な金銭を渡さないことも虐待に当たる。虐待を受け、重大な危険が生じている高齢者を発見した場合などに市町村への通報義務が定められている。